

# 戸 籍

## 戸籍の届出

問い合わせ ▶ 住民係 TEL667-1109

私たちが日本国民であることを登録し、証明するのが戸籍です。個人の氏名、生年月日、父母との続柄、配偶者関係など、生まれてから亡くなるまでの事柄を登録、公証するもので、戸籍がおかれている場所がその人の本籍地です。戸籍の届け出（主に下表の届け出）の際は住民係へおいでください。

### ◆休日の届け出

出生や死亡、婚姻など各種戸籍の受け付けや埋火葬許可証の発行が、土・日・祝日などのときは委託業者が取り扱いします。

## 戸籍証明

問い合わせ ▶ 住民係 TEL667-1109

戸籍の証明は、それぞれの本籍地の市町村に請求してください。本籍地が山辺町の方は、住民係および支所で発行いたしますので身分を証明できる運転免許証などをご持参ください。

ただし、代理で請求するときは、委任した人が自署押印した委任状が必要です。不当な目的に使用したり、もしくはそのおそれがある場合には請求に応じられません。

戸籍に書かれている事柄を証明するものですが、用途によって戸籍の全部事項証明（戸籍謄本）・戸籍の個人事項証明（戸籍抄本）、除籍謄本、抄本、戸籍の附票の写し、身分証明、戸籍届け出受理証明などがあります。それぞれに請求できる方と手数料が決められています。（戸籍謄・抄本…1通450円 除籍謄・抄本…1通750円など）

### こんなときは必ず届け出を

種類	いつまでに	どこに	だれが	届け出に必要なもの
出生届	生まれた日を含め14日以内	住民係 ※次のいずれかの市町村の戸籍係 ○父母の ・本籍地 ・所在地又は住所地 ○出生地	父または母 (上記の方が届け出できないときは問い合わせください)	届 け 書…1通 添 付 書 類…出生証明書(届け書についているものを医師または助産師に記入してもらってください) 注 意…命名は常用漢字、人名用漢字、ひらがな、かたかなで 母子手帳、健康保険証をお持ちください。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	住民係 ※次のいずれかの市町村の戸籍係 ○死亡者の ・本籍地 ・死亡地 ○届出人の所在地	死亡者の親族または同居者 (上記の方が届け出できないときは問い合わせください)	届 け 書…1通 添 付 書 類…死亡診断書(届け書についているものを医師に記入してもらってください)または死体検案書
婚姻届	届け出によって法律上の効力が発生	住民係 ※次のいずれかの市町村の戸籍係 ○夫、妻の ・本籍地 ・所在地又は住所地	夫および妻	届 け 書…1通 添 付 書 類…夫および妻の本籍地が他市町村の場合は戸籍謄本 注 意…証人(成人者2人)の署名が必要です。未成年者の婚姻の場合は父母の同意が必要です。
離婚届	届け出によって法律上の効力が発生	住民係 ※次のいずれかの市町村の戸籍係 ○夫婦の ・本籍地 ・所在地又は住所地	夫および妻	届 け 書…1通 添 付 書 類…夫および妻の本籍地が他市町村の場合は戸籍謄本 注 意…証人(成人者2人)の署名が必要です。夫婦間の未成年の子については親権者を定めること。調停(裁判)離婚は確定日から10日以内に届出ください。(調停調書の謄本、確定証明書などの添付書類が必要ですが、証人は不要です)
転籍届	届け出によって法律上の効力が発生	住民係 ※次のいずれかの市町村の戸籍係 父母の ・本籍地 ・所在地又は住所地 ・新本籍地	戸籍の筆頭者およびその配偶者	届 け 書…1通 添 付 書 類…戸籍謄本(町内転籍の場合は不要)

○火葬場(斎場)使用は、直接山形市役所へ申し込んでください。 山形市役所市民課 ☎641-1212

# 登 録

## 住民登録

問い合わせ ▶ 住民係 TEL667-1109

### ◆住民基本台帳（住民票）

住民異動の届けにより、住所や家族構成、転入転出が台帳に記録されます。台帳は、選挙人名簿への登録、国民健康保険、国民年金、各種行政サービスの基礎となります。

### ◆転出される方へ

転出届の際、転出証明書（無料）を受け取り、転入先で届け出てください。転出証明書の請求は郵送でもできます。また、マイナポータルからオンラインで転出届を提出できるようになりました。詳しくは7ページをご覧ください。

### ◆転入された方へ

転入届に併せて、児童手当や子育て支援医療、後期高齢者医療、国民健康保険、介護保険、国民年金、妊婦健康診査受診票の交付、転校手続きなどそれぞれの担当係へ届け出てください。

種 類	いつまでに	どこに	だれが	届け出に必要なもの		
				国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療被保険者証	国民年金手帳	前住所地の 転出証明書
転入届	新住所を定めた日から 14日以内	住民係 または 支所	本人 または 世帯主		○	○
転居届 (町内で住所を 変えたとき)				○		
転出届	転出予定日の 前後14日 以内			○		
世帯変更届 (世帯主の変更) 世帯分離 世帯合併	変更を生じた日から 14日以内			○		

※国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・国民年金手帳は加入している方だけです。

### マイナンバーカードや住民基本台帳カード（住基カード）を持っている場合

“マイナンバーカードや住基カードを持っている方”や“マイナンバーカードや住基カードを持っている方のいる世帯”が届け出をする際は、必ずカードを持参ください。

※なお、転入届け出時は、暗証番号の入力が必要となります。詳しくは住民係にお問い合わせください。

## マイナポータルからオンラインで 転出届けを提出できるようになりました



令和5年2月6日から、転出届けについてマイナポータルを通じたオンラインでの届け出が可能になりました。このサービスを利用する方は、転出するにあたり山辺町役場への来庁が原則不要になります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。

詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途転入先市区町村の窓口で転入届の手続きが必要です。

※オンラインでの転出届けで山辺町役場に来庁が不要な方は、転出届け以外の以下の手続きが必要ない方です。

該当するものをお持ちの方、必要なお手続きがある方は、来庁のうえ、お手続きをお願いいたします。

戸籍・登録  
国民年金  
税金

健康・福祉  
国保  
介護保険

ごみ・衛生  
水道・防災  
交通安全

土地・建物  
道路・交通

農林水産業  
商工業

保育・学校  
スポーツ  
文化

地区委員  
選挙・議会  
広報広聴

担当係	必要な手続き名称など	持物
町民生活課 国保医療係	町国民健康保険の資格喪失	町国民健康保険証 マイナンバーの分かるもの
	後期高齢者医療制度の資格異動	後期高齢者医療保険証 マイナンバーの分かるもの
	各種医療証の資格喪失	重度心身障がい(児)者医療証 子育て支援医療証 ひとり親家庭等医療証
保健福祉課 介護保険係	介護保険資格喪失	介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証
	住所地特例適用・変更・終了届 (該当する方)	
保健福祉課 子育て支援係	児童手当の受給事由消滅届	なし
	児童扶養手当の住所変更届	児童扶養手当証書
	特別児童扶養手当の住所変更届	特別児童扶養手当証書
教育委員会/教育課学校教育係	小中学校に係る転出届	なし
建設課 下水道係	世帯主(下水道使用者)の転出に伴う下水道の使用中止または使用者変更	なし
	世帯主(浄化槽管理者)の転出に伴う下水道の使用中止または使用者変更・廃止	なし
	世帯主(下水道受益者)の転出による土地の売買に伴う下水道受益者の変更 ※受益者負担金の納付が完了し得れば変更はしない	なし
	世帯主(簡易水道等使用者)の転出に伴う簡易水道等使用中止(閉栓)または使用者変更・廃止	なし

## 住民票の写しの交付・閲覧

問い合わせ ▶ 住民係 TEL667-1109

住民係または支所に身分を証明できる運転免許証などをご持参の上、おいでください。ただし、別世帯の方が代理で請求するときは委任した人が自署押印した委任状が必要です。不当な目的に使用したり、もしくはそのおそれがある場合には請求に応じられません。

交付手数料は1通400円。閲覧は、氏名、住所、生年月日、性別の4項目のみで、閲覧手数料は1世帯につき400円です。(要電話予約)

## 印鑑登録

問い合わせ ▶ 住民係 TEL667-1109

印鑑を登録するには、登録しようとする本人が、登録する印鑑と本人を証明できるものをご持参の上、住民係または支所で登録申請してください。

印鑑は、山辺町に住民登録をしている方で満15歳以上の方が登録できます。登録する印鑑は1人1個です。

印鑑登録をすると、登録番号が記入された「印鑑登録証」が交付されます。その登録証には事故防止のため番号だけを記入しています。

登録手数料は1件500円です。

### ◆印鑑登録は本人申請が原則

印鑑登録は、本人の登録申請が原則ですが、病気その他やむを得ないときは代理人によって申請することができます。

### ◆登録できない印鑑

- ① 一辺の長さが8ミリメートル以上25ミリメートル以下の正方形に収まらないもの。
- ② 氏名、氏、名、を表していないもの。
- ③ 職業、資格など氏名以外のものが入っているもの。
- ④ ゴム印などの変形しやすいもの。
- ⑤ 陰影がはっきりしないもの。文字の判読が困難なもの。
- ⑥ 縁がないもの。甚だしく縁が欠けているもの。

### ◆印鑑登録証亡失届

登録証をなくした場合は、至急、亡失届を提出してください。登録している本人がおいでください。

### ◆印鑑亡失届

登録した印鑑をなくした場合は、登録している本人から至急、亡失届を提出していただくこととなります。

### ◆印鑑登録廃止届

登録した印鑑を廃止しようとするときは、廃止届を提出してください。登録している本人がおいでください。

登録手続き			
手続きする方	持ってくるもの	本人確認に必要なもの	登録方法
本人	印鑑	<ul style="list-style-type: none"> <li>○官公署発行の免許証・身分証明書（運転免許証・在留カード・パスポート・身体障害者手帳など写真がプレスまたは特殊加工してあるもの）</li> </ul>	即日登録
		上記のものがない場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>○印鑑登録申請書の保証欄に山辺町に印鑑登録している方の自署・押印</li> </ul>	
代理人 (疾病などによりやむを得ないとき)	1回目 代理権授与通知書 (住民係にあります) 2回目 回答書(役場より郵送されたもの) 登録する印鑑 本人を確認できる健康保険証など		回答書を持参したときに登録

## 印鑑登録証明書

問い合わせ ▶ 住民係 TEL667-1109

必ず「印鑑登録証」をご持参ください。実印は必要ありません。満15歳以上の方であれば、登録者本人でなくても委任状などは必要ありません。手数料は1通400円です。



## 閉庁時の証明サービス

### 閉庁時の証明サービス

#### ◆住民票、印鑑証明書、火葬許可証 納税・所得・課税証明書、固定資産税 にかかわる各種証明書

各種証明書は、土曜日、日曜日と祝日も交付します。ただし、金曜日（祝日の場合はその前日）の午前8時30分から午後5時までに電話で予約してください。

### 取り扱い時間

土・日曜日・祝日…午前8時30分～午後5時

電話連絡先 ▶ 住民係 TEL667-1109  
収納対策室 TEL667-1105

予約



1

戸籍・登録  
国民年金  
税金

健康・福祉  
国保  
介護保険

ごみ・衛生  
水道・防災  
交通安全

土地・建物  
道路・交通

農林水産業  
商工業

保育・学校  
スポーツ  
文化

地区委員  
選挙・議会  
広報広聴

# 国民年金

## 国民年金

問い合わせ ▶ 住民係 TEL667-1109

国民年金にはみんなが加入します。

日本国内に住む、20歳以上60歳未満すべての方が加入し、老後の生活や、病気・事故など万のときに備え、みんなで支え合う制度です。

### 国民年金の加入者は3種類に分けられます

種 類	国民年金保険料の納付方法
第1号被保険者 日本に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業等の方や学生など	納付書で納める場合は、毎月納付指定日までに、全国の金融機関等に納めてください。口座振替もできます。
第2号被保険者 厚生年金保険・共済組合に加入している方（会社員・公務員など）	給料から差し引かれた厚生年金保険や共済組合の保険から支払われますので、個人で納める必要はありません。
第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収130万円未満）	第3号被保険者の届け出をすると、配偶者が加入している年金制度から国民年金制度に支払われますので、個人で納める必要はありません。

### こんなときは必ず届け出を

こんなとき	届け出に添える書類等
◇退職したとき	退職（離職）証明書、年金手帳
◇配偶者が退職したとき	退職（離職）証明書、年金手帳

#### ◆1人に1つの基礎年金番号

基礎年金番号は、加入者一人ひとりの加入記録を整理するための番号です。転職などにより、国民年金や厚生年金保険、共済組合など加入する制度が変わっても、そのまま同じ番号を使用します。

#### ◆年金手帳は未来へのパスポート

年金についての手続きや照会は、すべて基礎年金番号またはマイナンバーで行います。基礎年金番号が記入されている「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」を大切に保管してください。

#### ◆保険料の口座振替ができます

全国の銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合・JAおよび郵便局で口座振替ができます。

ついうっかり忘れてしまう、忙しくて納めない、月々納めにいくのが面倒という方には便利です。一度手続きをするだけで自動的に払い込まれます。申し込みは役場又は金融機関へ。

#### ◆クレジットカードによる納付もできます

申し込みは役場又は年金事務所へ。

#### ◆保険料は前納できます

保険料をまとめて納めると（最大で2年分まで可能）、割り引きがあるほか、毎月納める手間も省け、納め忘れもなくなります。

#### ◆保険料の免除・納付猶予制度

保険料を納めるのに困ったときは、保険料の免除制度や納付猶予制度があります。未納にしておくよりも、免除・納付猶予の手続きをしておけば、年金を受ける権利が保障されます。ただし、免除の期間は老齢基礎年金が減額されます。

※「学生納付特例制度」によって納付特例が承認された期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めることができます。納めない場合は、その期間の分は老齢基礎年金額には含まれません。

免除・納付猶予制度



年金の請求先と請求に必要なもの		
加入していた年金制度	請求先	請求に必要なもの
国民年金第1号保険のみ加入	住民係	①本人名義の預金通帳 ②年金手帳 ③戸籍謄本 ④世帯全員の住民票の写し ⑤マイナンバー通知カード またはマイナンバーカード
国民年金1号と3号加入 厚生年金保険のみ加入	年金事務所	①～⑤の他、次の書類が必要な場合があります。 ⑥現在受けている年金証書(配偶者が受けている時は配偶者の年金証書) ⑦配偶者の期間を必要とする人は年金加入期間確認請求書、共済の場合は年金加入期間確認通知書 ⑧所得証明書
共済組合のみ加入	共済組合	

2つ以上の年金制度に加入している方は、年金事務所(TEL645-5111)にお問い合わせください。

## 年金の給付

問い合わせ ▶ 住民係 TEL667-1109

### ◆年金の給付

次の3つのうちいずれかが給付されます。

#### ○老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間と保険料が免除された期間、厚生年金保険などの加入期間、第3号被保険者期間を合わせて10年以上ある方が、65歳から受けられます。

#### ○障害基礎年金

初診日において、国民年金に加入している方や、国民年金に加入していたことのある60歳以上65歳未満で、まだ老齢基礎年金を受けていない方が、病気やけがで障害年金等級1級、または2級の障がいになったときに支給されます。ただし、初診日の時点での納付要件があります。

#### ○遺族基礎年金

国民年金に加入している方や、加入したことのある60歳以上65歳未満の老齢基礎年金の受給権のある方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者、または子に支給されます。納付要件があります。

### ◆国民年金第1号被保険者には独自の給付があります

#### ○付加年金

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、老齢基礎年金に加算して支給されます。

#### ○寡婦年金

老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が老

齢基礎年金を受けないで亡くなった場合に、妻(婚姻期間が10年以上)に60歳から65歳まで支給されます。

#### ○死亡一時金

第1号被保険者として3年以上保険料を納めた方が、年金を受けないで亡くなったときにその遺族に死亡一時金が支給されます。

### ◆国民年金請求は十分に考えて

#### —繰り上げ支給と繰り下げ支給—

老齢基礎年金は65歳から受けるのが原則ですが、希望すれば60歳から64歳までの間に繰り上げて受給することができます。しかし、一度繰り上げ請求しますと取消しができないばかりか、一生減額の割合は変わりません。

これとは反対に66歳以降に受けることを繰り下げ支給といい、年齢に応じて一定の割合で加算されます。

### ◆未納期間及び未加入期間がある方は早めの相談を

60歳以上65歳未満で、受給資格期間を満たしていない方、または満額の老齢基礎年金が受けられない方は任意加入できます。65歳以上70歳未満で受給資格期間を満たしていない方は、希望すれば任意加入できる制度があります。

### ◆年金を受けている方が死亡したとき

受給者の死亡届け出をしてください。添付書類として死亡者の除籍抄本、住民票の除票、遺族の戸籍謄本、世帯全員の住民票の写し、年金証書等が必要です。住民係または年金事務所(TEL 645-5111)にお問い合わせください。

戸籍・登録  
国民年金  
税金

健康・福祉  
国保  
介護保険

ごみ・衛生  
水道・防災  
交通安全

土地・建物  
道路・交通

農林水産業  
商工業

保育・学校  
スポーツ  
文化

地区委員  
選挙・議会  
広報広聴

# 税金

## 納税

問い合わせ ▶ 収納対策室 TEL667-1105

### ◆町税の納付場所

税金が納付できる場所は、山辺町役場会計課、山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、東北労働金庫、山形農業協同組合、東北6県内のゆうちょ銀行です。コンビニエンスストアや一部モバイル決済もご利用いただけます（一部の税目を除きます）。

### ◆口座振替をご利用ください

口座振替にすると、役場や金融機関にお出かけいただくことなく、納期ごとにご指定の口座から自動的に町税を納付できます。



## 税証明

問い合わせ ▶ 収納対策室 TEL667-1105

### 証明手数料

証明手数料	
納税証明	1件につき400円
資産証明	1件につき400円
所得証明	1件につき400円
固定資産税課税台帳（名寄帳）の写し	1枚400円、1枚増すごとに100円加える
その他手数料	所定の金額

- ・申請には、本人確認のため運転免許証等をご持参ください。
- ・また、代理人が交付を受ける場合は、委任した人が自署押印した委任状が必要です。
- ・土曜日、日曜日に証明の交付が必要な場合は、金曜日の業務時間中（午前8時30分から午後5時まで）に電話で予約してください。



窓口

## 軽自動車等の登録・廃車・名義変更

問い合わせ ▶ 町民税係 TEL667-1105

### ◆原動機付自転車・小型特殊自動車

原動機付自転車（総排気量が125cc以下）と小型特殊自動車は、町民税係へ登録に必要なもの

①次のことがわかるもの

- ・車名
- ・型式
- ・年式
- ・原動機の型式
- ・車台番号
- ・型式認定番号
- ・総排気量

②販売譲渡証明書（お持ちの方）

廃車に必要なもの

- ①標識（ナンバープレート）
- ②標識交付証明書

名義変更に必要なもの

- ①標識（ナンバープレート）

※ただし同一世帯内での名義変更の場合は必要ありません

- ②標識交付証明書

### ◆軽自動車

三輪・四輪は、軽自動車検査協会山形事務所へ  
山形市立谷川三丁目3553 TEL050 (3816) 1835

### ◆軽二輪、二輪の小型自動車

軽二輪（126ccから250ccまでの二輪車）、二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）は、東北運輸局山形運輸支局へ

山形市大字漆山字行段1422-1 TEL686-4711

税・保険料納期カレンダー			
納期	税目別・期別		
4月	軽自動車税 (種別割)		
5月		固定資産税 1	
6月	町県民税 1		
7月		固定資産税 2	国民健康保険税 1 後期高齢者医療保険料 1 介護保険料 1
8月	町県民税 2		国民健康保険税 2 後期高齢者医療保険料 2 介護保険料 2
9月			国民健康保険税 3 後期高齢者医療保険料 3 介護保険料 3
10月	町県民税 3		国民健康保険税 4 後期高齢者医療保険料 4 介護保険料 4
11月			国民健康保険税 5 後期高齢者医療保険料 5 介護保険料 5
12月		固定資産税 3	国民健康保険税 6 後期高齢者医療保険料 6 介護保険料 6
1月	町県民税 4		国民健康保険税 7 後期高齢者医療保険料 7 介護保険料 7
2月		固定資産税 4	国民健康保険税 8 後期高齢者医療保険料 8 介護保険料 8
3月			

※納付書で納めていただく場合の納期です



1  
戸籍・登録  
国民年金  
税金

健康・福祉  
国保  
介護保険

ごみ・衛生  
水道・防災  
交通安全

土地・建物  
道路・交通

農林水産業  
商工業

保育・学校  
スポーツ  
文化

地区委員  
選挙・議会  
広報広聴